

令和4年12月23日

「共育を実現する会」
参加者一同様

奈良県教育委員会事務局
特別支援教育推進室長
奈良県福祉医療部
障害福祉課長

「共育を実現する会」参加者一同から奈良県教育委員会及び奈良県への公開質問状に対する回答について

令和4年11月19日付けでいただいた質問について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 教育委員会：質問項目1の回答

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある者と障害のない者が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供することが求められています。しかし、国が実施した調査で、特別支援学級に在籍しているにもかかわらず、障害に応じた指導が実施されていないという事例が散見されたこと等から令和4年4月27日付け4文科初第375号「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」の通知が出されました。

県教育委員会では、この通知を受け、市町村教育委員会の特別支援教育担当者を参加対象とした協議会や小・中学校等の管理職を対象とした研修会において、障害のある児童生徒の教育的ニーズは個々の実態によって異なることから、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導が行われるように、通知の趣旨等について説明を行いました。また、特別支援教育推進室では、各市町村等からの問い合わせに個別に対応しており、障害のある児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達等に応じた指導や支援を検討されるよう指導を行っています。

さらに、これまで特別支援教育推進室が説明した内容の概要を文書で通知しており、特別支援学級においての授業時数でもってのみ学びの場の変更を再検討したり、画一的な教育課程の編成をすることは、国からの通知の趣旨ではないこと等について周知しています。

2. 教育委員会：質問項目2の回答

質問1の回答のとおり、画一的に特別支援学級の退級を求めるような指導は行っておりません。

3. 教育委員会：質問項目3（県：質問項目1）の回答

質問項目1の回答のとおり、画一的に特別支援学級の退級を求める指導は行っておりません。今後も、引き続き、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も確に答える指導を提供するよう、特別支援教育を充実させてまいりたいと考えており、当該通知の趣旨及び通知を受けた対応については、直ちに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に定める「合理的配慮の不提供」には該当しないと考えています。

4. 教育委員会：質問項目4（県：質問項目2）の回答

インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も確に答える指導を提供することが重要です。奈良県においても、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育的ニーズに的確に答えるよう、引き続き、特別支援教育を充実させてまいりたいと考えており、「インクルーシブ教育の逆行」には当たらないと考えています。